

## 独占禁止法コンプライアンス宣言

一般社団法人送電線建設技術研究会（以下「当研究会」といいます。）は、当研究会の行う事業者団体活動において、独占禁止法を十分に尊重しこれを遵守することをここに宣言します。

そして、当研究会のいかなる活動も、独占禁止法の視点で何らの問題、あるいは疑念を惹起させるようなことは、一切ないものであることを明らかにするとともに、会員が当研究会の活動に参加するに際し、積極的に独占禁止法を遵守し、独占禁止法に関わる疑念がいささかもないようにすることを徹底します。

当研究会における諸活動において、以下の禁止事項について話題とすることや、情報交換を行いません。

### 【禁止事項】

- （１）工事受注金額の引上げ及び維持に関すること。
- （２）工事入札談合行為に関すること。
- （３）市場占有率に関すること。
- （４）その他、独占禁止法に抵触する恐れのあること。

平成 24 年 12 月 18 日  
一般社団法人 送電線建設技術研究会  
理事長 佐藤 泰一郎